

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成29年度第2回会議
開催日時	平成29年10月24日（火）午後1時30分から午後3時20分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、山田委員、大神委員、小藤田委員、新田委員 （事務局）飯島企画部長、古厩企画政策課長、高橋企画部主幹、鹿森企画政策課主査、南企画政策課主任 （道路管理課）長塚課長、新井係長、清水主査
議題	1 委嘱状の伝達 2 (1) アスタ市営駐車場使用料について（諮問） 2 (2) アスタ市営駐車場について（現地視察） 2 (3) アスタ市営駐車場使用料について（審議） 3 その他
会議資料の名称	資料1 アスタ市営駐車場使用料について 資料2 アスタ市営駐車場使用料原価計算書 資料3 近隣自治体有料駐車場状況 資料4 田無駅周辺有料駐車場状況（現況図） 資料5 田無駅周辺有料駐車場状況 参考資料 西東京市駐車場条例 参考資料 西東京市使用料等審議会委員名簿
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 委嘱状の伝達</u> 副市長から新田委員へ委嘱状の伝達</p> <p><u>議題2 (1) アスタ市営駐車場使用料について（諮問）</u> 副市長から米田会長へ諮問</p> <p><u>議題2 (2) アスタ市営駐車場について（現地視察）</u> アスタ市営駐車場を視察</p> <p><u>議題2 (3) アスタ市営駐車場使用料について（審議）</u> 事務局より資料1から資料5について説明</p> <p><質疑等> ○委員： 資料2のアスタ市営駐車場使用料原価計算書を見ると、平成28年度決算ベースで人件費、物件費及び減価償却費等を合算した施設全体にかかる経費については、駐車場事業の使用料収入で全ての経費を賄っているという理解でよいか。 ○事務局： ご指摘のとおりであるが、収入から経費を差し引いた利益相当分については、今後予定されている機械式駐車設備の改修を見込んで、毎年基金へ積み立てている。</p>	

- 委員：
機械式駐車設備の改修とはどういう内容か。
- 事務局：
機械式駐車設備の耐用年数が迫っており、機械式駐車設備の老朽化に備え、計画的に改修を行う予定である
- 委員：
事務局の説明によると、機械式駐車設備については、入出庫に時間がかかることから、平時は稼働させない運用を行っているとのことだが、機械式駐車設備の将来的な除却は想定しているか。
- 事務局：
東京都駐車場条例の規定により、一定規模以上の建築物には駐車施設の附置義務があるため、法令上、一定の収容台数を確保する必要があり、機械式駐車設備を設置した。
- 委員：
機械式駐車場の使用状況はどうか。
- 事務局：
駐車場の機械式駐車設備である全148台のうち、1階部分の57台以外は現状使用していない。
- 委員：
アスタ市営駐車場は駅から近く利便性の高い立地条件であり、近隣民間駐車場の駐車料金体系とほぼ同じことから、利用者の目線から見ても、現行の料金設定は妥当であると考えられる。
- 委員：
駐車場の管理運営体制について、平成24年度から指定管理者制度から業務委託に切り替えたとのことだが、指定管理者制度の導入が公共施設の管理運営の主流になりつつある今、世間の時流に逆行するものではないか。
- 事務局：
指定管理者制度と業務委託の管理運営コストを比較検討した結果、業務委託の方がコストメリットがあったため、業務委託に切り替えた経緯がある。効率的な管理運営に向けては、引き続き検討していきたい。
- 委員：
事務局の説明のとおり、アスタ市営駐車場の使用料については、近隣自治体や近隣民間駐車場の使用料金体系と比較しても著しい乖離はない。
加えて、使用料の低額設定による民業圧迫のないよう、近隣民間駐車場との均衡を図った料金設定であると判断できることから、現行の料金設定は妥当である。
よって、今回の審議会では諮問文のとおり、使用料は現行のままで据え置くということによろしいか。
(異議なし)
- 委員：
本日、委員の皆様にご頂戴したご意見を踏まえ、答申案文については、会長と事務局で調整のうえ、委員の皆様にご確認いただき、答申案文を確定させていただくということによろしいか。
(異議なし)
- 委員：
それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。

議題3 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

審議会の今年度中の開催は本日を最終回とし、次回は平成30年度になってからの開催を予定している。

来年度の審議案件としては、定期見直しの案件として障害者福祉施設と事務手数料を、新規案件として学校施設の夜間照明設置に伴う使用料を予定している。

なお、委員の任期については、条例で1年間となっており、現在の任期は平成30年4月19日を以って満了となるが、当市としては、引き続き皆様に委員をお願いしたいと考えている。

については、引き続き委員にご就任いただけるか、別途ご意向をお伺いしたいと考えている。

○委員：

他になければ、これで平成29年度第2回審議会を終了する。